主 文 原判決を破棄する。 被告人を懲役四月に処する。 理 由

本件控訴の趣意は、水戸地方検察庁下妻支部検察官検事清水孝一提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、これを引用する。

ー 控訴趣意一(法令適用の誤りの主張)について。

〈要旨〉所論は、原判決は、原判示第二の酒酔い運転の罪と業務上過失傷害の罪を観念的競合の関係にあるとし、こく/要旨〉れと同第一の無免許運転の罪、同第三のの救護義務違反の罪及び同第三の二の報告義務違反の罪が併合罪であるとして、右の酒酔い運転の罪と業務上過失傷害の罪につき一罪として業務上過失傷害の罪の処断することとしたうえ禁錮刑を選択し、無免許運転の罪につき罰金刑を、加援をし、主文の刑を言い渡しているが、酒酔い運転の罪は世界の罪と傷害の罪とは観念的関係にあり、他方無免許運転の罪とは観念的関係にあると解すされ、酒酔い運転の関係にあり、他方無免許運転の罪とは観念の関係にあると解すとして重い酒酔い運転の罪の刑で処断すべきところ、原判決は無免での罪は一罪として重い酒酔い運転の罪の刑で処断すべきところ、原判決は無免証をいずの罪につき罰金刑を選択して主文の刑を言い渡しているの。所判決の法令適用の誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるというのである。

で検討すると、原判示第一の無免許運転の罪と同第二の酒酔い運転の罪と は、一個の車両運転行為が同時に右両罪に該当する場合であるから観念的競合の関 係にあると解すべきであり、他方右の酒酔い運転の罪とその運転中に行なわれた業 務上過失傷害の罪とは、酒に酔つた状態で運転したことが本件過失の内容をなして いる場合であるけれども、社会的見解上は別個のものと評価すべきであるから、右 両罪は併合罪の関係にあると解すべきである。従つて、原判決には所論の指摘する とおり法令の適用に誤りがある。そこで、さらに右の誤りが判決に影響を及ぼすことが明らかであるか否かについて考えるに、原判決の見解に従つて法令を適用する 無免許運転の罪についてだけ罰金刑を選択したのであるから、その処断刑は、 四年六月以下の懲役と五万円以下の罰金となるが、仮りに無免許運転の罪について 懲役刑を選択した場合は、その処断刑は、四年六月以下の懲役となる。これに対 し、前記のとおり正当に法令を適用すると、その処断刑は、観念的競合の関係にあ る無免許運転の罪と酒酔い運転の罪につき科刑上の処理をしたうえ、 これについて 罰金刑を選択した場合は、四年六月以下の懲役(業務上過失傷害の罪については原 判決と同じく禁錮刑を選択する。)と五万円以下の罰金となり、懲役刑を選択した 場合は、四年六月以下の懲役となる。以上によれば、罪数についていずれの見解を とつても処断刑に変りがないことになる。そうとすると、原判決の法令適用の誤り は、いまだ判決に影響を及ぼすことが明らかであるとはいえないから、論旨は理由 がない。

二 控訴趣意二(量刑不当の主張)について。

所論は、原判決は被告人を懲役七月及び罰金三万円に処したうえ右懲役刑について刑の執行を猶予したが、本件犯情にかんがみると右の量刑は著るしく軽きに失し不当であるというのである。

 省の態度等被告人に有利な事情を十分斟酌しても、原判決が右懲役刑につき刑の執行を猶予したのは量刑軽きに失し不当であると判断される。それで論旨は理由がある。

よつて、刑訴法三九七条一項、三八一条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従い当裁判所においてさらに次のとおり裁判をする。

原判決が確定した事実に法令を適用すると、原判示第一の所為は道路交通法一一八条一項一号、六四条に、同第二の所為中酒酔い運転の所為は同法一一七条の二第一号、六五条一項に、業務上過失傷害の所為は刑法二一一条前段、罰金等臨時活法三条一項一号に、同第三の一の所為は道路交通法一一七条、七二条一項前段に高第三の二の所為は同法一一九条一項一〇号、七二条一項後段にそれぞれ該当するが、右の無免許運転の所為と酒酔い運転の所為は一個の行為で二個の罪名に触するが、右の無免許運転の所為と酒酔い運転の所為は一個の行為で二個の罪名に触ずるであるから、刑法五四条一項前段、一〇条により一罪として重い酒酔い運転の場合であるから、刑法五四条一項前段、一〇条により一罪として重い酒酔いで連転の刑で処断することとしたうえ懲役刑を選択し、業務上過失傷害罪については禁錮刑を、原判示第三の一及び二の各罪については懲役刑をそれぞれ選択し、以上は同法四五条前段の併合罪なので、同法四七条本文、一〇条により最も重い原判示第三の一の罪の懲役刑に法定の加重をし、その刑期の範囲内で前記の情状を考量して被告人を懲役四月に処することとする。

よつて、主文のとおり判決をする。

(裁判長裁判官 寺尾正二 裁判官 丸山喜左工門 裁判官 田尾健二郎)